

長野県がん対策推進協議会開催要綱

(目 的)

第1条 信州保健医療総合計画（がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項の規定による長野県がん対策推進計画を含む。以下「計画」という。）に基づき、予防から医療までのがん対策を実効あるものとして総合的に展開する上で、有識者等の意見を聴くため、長野県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条令により設置された付属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2条 県は、次の各号に掲げる事項について、協議会において意見を聴くものとする。

- (1) 計画に掲げるがん対策に関する施策の推進に関すること。
- (2) 計画のうち、がん対策の評価・見直しに関すること。
- (3) その他本県のがん対策の推進に関して必要と認められること。

(構 成)

第3条 協議会は、18人以内で構成する。

2 構成員は、次の各号に掲げる者のうちから県が依頼する。

- (1) がん医療を受ける立場にある者及びその家族又は遺族
- (2) がんに関する学識経験者
- (3) がん医療に携わる者
- (4) その他がん対策に関わりのある者

(座 長)

第4条 協議会に座長を置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。